国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会 (第2回)

平成28年12月14日

【課長補佐】 それでは、ほぼ定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第2回会議を開催いたします。事務局の国土政策局総合計画課の湯原です。本日はお忙しい中、またお寒い中ご出席いただきましてありがとうございます。

会議の冒頭に本日の会議の公開について申し上げます。参考資料3の国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり、会議は公開することとされており、本日の会議も一般の 方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承ください。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。クリップを外していただきまして、まず1枚目、議事次第、座席表、その次が資料1「第1回における委員からのご意見」、資料2の1枚のものが、山野目委員からの提出資料になります。資料3は、A4横で、「ご意見に関する補足資料」、資料4-1「「国土管理専門委員会」における検討趣旨・主な論点(案)」、次が資料4-2、こちらも横で「今後の検討の方向性・論点整理」、資料5が富士宮市提出資料。資料6が安曇野市提出資料。参考資料1が委員会のスケジュール、参考資料2が委員の方々の名簿、参考資料3が設置要綱です。以上の資料について不備がございましたら、事務局までお知らせください。

また、審議の中で、ご発言をいただく場合には、マイクを回しますので、そちらを持って のご発言をお願いいたします。

それでは、これより先、カメラによる撮影はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。 なお、本日、飯島委員、土屋委員、山野目委員につきましては、所用のため欠席とのご連 絡をいただいております。

また、本日は、参考資料3の国土管理専門委員会設置要綱の第4項に定められておりますとおり、会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを申し添えます。

また、今回、富士宮市、安曇野市から、事例紹介を予定しておりますので、出席者についてご紹介させていただきます。

まず、富士宮市都市整備部都市計画課、滝川日出男課長です。

【富士宮市】 よろしくお願いします。

【課長補佐】 続きまして、安曇野市都市建設部都市計画課、西沢剛課長です。

【安曇野市】 西沢です。よろしくお願いします。

【課長補佐】 それでは、これ以降の議事運営は委員長にお願いしたいと思います。どう ぞよろしくお願い申し上げます。

【中出委員長】 それでは、第2回の専門委員会を始めさせていただきたいと思います。

第1回のときには、事務局からラフに提案していただいた論点をもとに、比較的自由に議論をしていただきましたが、今回は1回目の議論をもとに、少し事務局で論点を整理していただき、それから、今ほどご紹介がありましたように、2つの自治体で事例という形でその論点についての事例紹介をしていただくという形で、その後、皆様からいろいろな意見をいただきたいと思っております。議事のスムーズな進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、まず前回ご欠席されて自己紹介をお願いできなかった浅見委員に自己紹介を お願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

【浅見委員】 前回欠席してすみませんでした。私、浅見です。どうぞよろしくお願いします。

【中出委員長】 それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。議事次第を ごらんください。事務局からの説明、自治体からの事例紹介の後に議論に入らせていただき たいと思います。

では、まず資料1から4-2までに基づいて、事務局から説明をお願いします。

【国土管理企画室長】 国土管理企画室長の藤原でございます。座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料1でございますが、こちらにつきましては、第1回の専門委員会におきます委員の皆様方からのご意見でございます。前回につきましては、先ほど、委員長からもお話がございましたとおり、総論的にフリーディスカッションの形式で、さまざまなご意見を広範な形でいただいたところでございます。その中では、冒頭、国土利用・土地利用制度の課題、あり方といった論点。あるいは、環境などさまざまな目的間の調整の課題、あるいは、土地利用調整・土地利用規制の課題、さらにおめくりいただきまして、自治体間の役割分担、あるいは、自治体に対する支援のあり方、あるいは、この後、災害関係の話は多うございましたが、災害リスクを考慮した土地利用調整の課題ですとか、あるいは、地域のレジリエンスをどう向上させるか。あるいは、3ページに入っていただきまして、災害と環境を考慮した土地利用、あるいは、土地の所有、管理に係る問題、あるいは、国土管理をどう

目標立ててモニタリングをしていくのか。さらに4ページに入っていただきまして、国民参加、国民的経営、こういった観点につきましても、どの程度効果があったのかといったご意見も含めていただいたところでございます。さらには、地球温暖化、財政制約、再生可能エネルギー、あるいは人口減少の空間的広がりの地域的な差の考慮、こういったご意見を広範にいただいたところでございます。

今回につきましては、特に広範な論点があるわけでございますが、こういった地域の抱える課題に対して、まずはこちらの1ページにございました現行の国土利用・土地利用制度の課題、あり方ですとか、あるいは、さまざまな目的間の調整の課題、土地利用調整・土地利用規制の課題、こういったところを中心に今回の論点整理は順に行っていこうということで、論点のペーパーをご用意させていただいております。

続きまして、資料2に入らせていただきます。

こちらにつきましては、今回、ご都合によりご欠席で、あと、第1回の委員会につきましてもご欠席であられました山野目委員から、ペーパーでご意見をいただきましたので、ご紹介をさせていただければと思います。

こちらの内容につきましては、上から、災害と向き合う国土利用という観点から考える際に、防災と復興を切り分けて考えていく発想を改めるですとか、両者の連続性を意識することが望まれるのではないかということでございます。安全な場所に移り住むですとか、建物が壊れた場所に再建することに固執しないなどの企てについては、一連の関連性を持つものとして理解することができる。

国の施策としても、こういった観点に基づく国土の利用を整えながら、それに基づく施策 の実施に際し課題となることを検証すべきといったお話がございます。

『稲むらの火』で有名な和歌山の広川町などでは、世界津波の日にさまざまな取り組みを行っていますけれども、こういった考え方とも通底するような津波防災地域づくりに関する法律がございますが、この中で津波防災住宅等建設区の制度などがありまして、こういった中の実施状況などについては、今後に向けて有益な示唆が得られるのではないかといったお話もございました。

さらに、適切な国土利用を進める上での障害となる事象といたしまして、所有者の所在の 把握が困難であったり、あるいは、土地に関する権利を有する者が土地の適切の使用や管理 に熱心ではなく、さらには、土地について権利を有すること自体の忌避を望んでいたりする こともあると思われるといった課題、こういったことについても相当な施策が講じられる べきといったお話がございました。

こういったあたり、第1回の会議におきます委員の皆様方からの人口減少下でうまく土地を使っていくといったことで被害を軽減するですとか、あるいは、洪水で浸水した地域に家を建て直すよりも、もう少し安全なところに建て直したほうがいいといったご意見、次なる災害に備えて別のところに住んでもらうというのも広い意味での国土管理ではないかといったご意見、あるいは、春夏秋は山にいても、冬だけは里におりてくるといったことをやっていた、こういったご発言が先生のご所見に当たって示唆を恵むものだったと、こういった内容でございました。

以上、ご紹介とさせていただきます。

続きまして、資料3でございます。

これは、先ほど、第1回の意見の中であったものでございますが、「国土の国民的経営」という言葉、これは前の第4次の国土利用計画の中で打ち出した考え方ですけれども、そういったものの実績などもきちんと検証していくべきではないかといったご意見がございましたので、こちらはご参考までで、本日、メーンのトピックではございませんが、ご紹介をさせていただきます。

スライドの2ページ目が、国土の国民的経営を推進するという旨が書かれた平成20年 の第1次国土形成計画における記述でございます。

続いて、これに対して、これまでの取り組みとしましては、3ページ、4ページ、5ページとございますが、3ページにございますのは、その後、当方で策定した国民的経営のガイドブックという形で具体的な事例などについて皆様に周知をしていくというガイドブックを策定したという話が3ページ。

4ページ、5ページは、関連するデータでございますが、こちら、モニタリングの一環としてデータを押さえておりまして、「国民参加の森林づくり」ということで、「フォレスト・サポーターズ」という取り組みがございますが、そういったところの登録件数が徐々に伸びているといった話。

あるいは5ページに入っていただきまして、多面的機能の支払交付金です。こちらの農地維持支払に関する取組面積などが徐々に増えている、こういったところを関連事業として御報告させていただきます。

資料3につきましては以上でございます。

続いて、資料4からが本日の論点ということになってまいりますが、先ほど申し上げまし

たように、広範な課題があるわけでございますが、そういった中から、今日は、先ほどご紹介ありましたとおり、富士宮市さんと安曇野市さんという、実際、地方公共団体、地域における国土の利用あるいは管理上の課題を自治体さんではどう捉えられて、そういったものを今回は国土利用計画の市町村計画という形で策定された自治体さんではございますが、そういった計画の中でどう取り合ってきているのかというところをまずは皮切りに整理をしていったらどうかという内容でございます。

それで、こちらの論点整理の内容につきましては、前回第1回では、かなりボリュームも 小さな論点整理のペーパーではございましたが、委員長のほうからも、もう少しここをしっ かり整理して第2回に望むようにというご指示もございましたので、このあたりを整理さ せていただきました。最初の段落につきましては、前回と基本的に変わりませんが、昨年8 月に策定した計画の中では、複合的な施策ですとか、開発圧力の低下の機会を捉えた選択的 な国土利用などを提示して、こういったものについて、第2段落でございますが、皆様から もご指摘いただいた話でございますが、人口減少、財政制約、気候変動などの条件を踏まえ ながら、国土を適切に利用・管理していく推進方策を検討する、ここはやはりこの専門委員 会の目的だということでございまして、特にこれからの時代に合った適切な国土の利用・管 理において、地域がどういった選択をしていくのかといったところが大事な話でございま す。こういった内容については、前回、フリーディスカッションいただいたように、広範な 内容があるわけでございますが、そういった中から順を追って整理をしながら議論しては どうかということで、今年度の当座のターゲットにつきましては、下の段落でございますが、 課題の整理を始めるに当たっては、まずは我々が所管している制度でございますが、国土利 用計画法に基づく土地利用の計画などの制度もございますので、こういった制度を使って 現下の土地利用上の課題などについて取り組まれている自治体さんの事例なども交えなが ら、現行制度でできることは何か。また、現行制度における課題なども踏まえながら、整理・ 検討していく、こんなアプローチで議論をさせていただいてはというところでございます。 具体的には、(1)以下でございますが、地域の課題に対してというところがやはりポイ ントでございますが、今の国土利用計画法に基づく土地利用計画制度などで、どんな対処を しているのかといったことをご紹介しながら議論を深めていただくという中で、またそう

あと、(1)の枝番の2)でございますが、こういった中で、国・都道府県・市町村、集落、国民などの役割がどうあるべきかという垂直方向の役割分担あるいは所管部局間の水

いった中で制度的課題もあれば考えていくということが(1)。

平方向の調整をどうやって行っていくのかというところも課題かと思っております。

また、3)になりまして、地域の合意形成をどう行っていくか、あるいは、目指す目標などをどこに置いたり、効果をどう評価していくかといった、あるいは、役割を果たす上での支援策といった実施に当たっての課題、こういったものを取り上げてはどうかというのが3)でございます。こういったものを順に行っていってはどうかということでございます。

また、前回もさまざまご意見をいただきましたが、やはり国民各層がどうかかわっていくか、あるいは参画をどう進めていくか、あるいは、管理者がいない管理が難しくなっているような土地に対する課題もございますが、こういったものについては、全般で、その後、検討を進めていくこととしていってはどうかと、こういった形での論点(案)という整理をさせていただいております。

続いて、資料4-2でございますけれども、こちらのほうは、今申し上げました論点に沿って、関連する資料を補足するための資料ということで添付をさせていただいたものでございます。

スライドの2に入っていただきまして、こちらは、先ほどご案内しました第1回における 主なご意見です。こういったものを簡単に取りまとめたものでございます。

主に国土利用・土地利用に係る制度的な課題についてもいろいろご意見をいただいているところでございます。

また、国土管理、具体的にどうやっていくのかといったあり方の問題、あるいは考慮すべき点として気候変動等の話もございましたら、こういったもののうち、主に今回につきましては、現行の制度の中で地域の課題に対してどう取り組んでいらっしゃるのかというようなところを中心に、2自治体さんから報告していただく中で取り組んでいければということでして、そういった中で環境、防災といったさまざまな目的、条件に対してどう当たっていくのか、あるいは、さまざまな地域がある中で、どう横断的に考えていくのかといったあたりの話題についても触れていければというところでございまして、これは今回に始まって、今回は2事例でございますけれども、おそらく次回以降も事例を交えながら議論していくべき課題かと思っております。

また、その他課題につきましては、第3回以降に行っていくことができればということで ございます。

あと、国民的経営につきましては、今までの現状につきましては、一部、資料3に掲載させていただいたところでございます。また、国土管理に係る土地所有の課題などは、実際の

現場の取り組みなどを考えていく中で、今後、そういった素材をしっかり集めながら、第5回以降、適宜議論していく、そういったこととさせていただければというところがこちらのスライド2でございます。

続いて、スライド3の3ページに入っていただきまして、こちらは参考資料でございますが、これは地域、国土の一部である土地に関して、さまざまな観点から考慮しなければいけないという点を図示化したイメージでございます。

真ん中の丸が、楕円が2段重なっていますが、上の丸が実際の地べただと思っていただければということでございますけれども、さまざまな地域があるわけでございますが、実際、土地利用の、ここに書いたような区分だけではなく、水循環・防災・景観など、前回も委員の皆様からご指摘いただいたようなさまざまな考えるべき課題があって、そういった区域を張られたりですとか、あるいは、こういった区域の問題だけではなく、利用、管理、所有といったところの課題なども考えながら、土地利用・国土利用については考えていく必要があるというのがこちらの絵のイメージでございます。

続きまして、4ページに入っていただきまして、こちらにつきましては、前回第1回の専門委員会の中で、事務局のほうからもさまざまな資料を提出させていただきましたが、国土利用・土地利用に関しては、さまざまな課題があるということでして、特に人口減少下の今、考えていかなければいけないであろうという点につきましては、これは別途、今年の9月まで開催していました「土地利用基本計画制度に関する検討会」という、中出先生にも委員長を務めていただいて議論した場がございましたが、そちらの中間とりまとめの中で整理しているところがありますので、そちらを現下の土地利用上の課題について簡潔に整理しておりますので、ご参考までに提出したものでございます。

価値観の多様化ですとか、あるいは土地利用の質的な向上への対応ですとか、あるいは、自然エネルギーの関連施設の観点など、やはり国土利用計画法などの制定時、高度成長期などと違って、考慮しなければいけない点が増えてきているというところ。そして、もともとの土地利用の競合ですとか、土地利用の不可逆性・相隣性、あるいは有限性・公共性などから、押さえておかなければいけない視点があるだろうといった点が議論されたところでございまして、ご参考までに提供させていただいております。

続いて、スライドの5でございます。それらの課題に対して、土地利用の計画制度、この後、計画の話も2つの自治体さんからお話しいただきますけれども、どう応え得るかということについて、これまで整理してきた資料がございましたので、ご紹介ということでござい

ます。

基本的機能としましては、土地利用のマスタープランの機能、そして総合調整機能、そして計画を達成するための規制とか支援措置の基準としての機能、あとは情報プラットフォームとしての機能、こういったものがあるというところでございます。

6ページに入っていただきまして、特にマスタープランですとか、総合調整といった機能について、これは土地利用基本計画などについてはこんな形になっているというイメージをかいたものでございます。地域の横断的な施策の調整だとか、重複地域の調整の役割を果たすことが、この計画制度の中では役目になっているところの資料でございます。

続いて、7ページに入っていただきまして、ここで改めて、先ほども論点のテキストのペーパーでお示ししましたけれども、改めて本日ご議論いただきたい点ということにつきまして、地域の課題に対して、実際、国土利用計画の計画制度などを使いながら、どういった対処をしていらっしゃるのかといったところで、こういった話の中で、制度において改善すべき点ですとか、そういったところにつきましてもあわせて議論していければというところで、富士宮市さん、安曇野市さんのほうから、今回はプレゼンをしていただくというご案内でございます。

以下、また参考資料が続きますが、8ページです。今申し上げました国土利用計画法におけます国土利用計画ですとか、土地利用基本計画、あるいは、その他関連する各種計画の関係はどうなっているのかというところにつきまして、ご参考まで提示したものでございまして、真ん中、ピンクのあたりが国土利用計画法に基づく計画制度でございますが、昨年8月に閣議決定しました全国計画の下、これらを基本としながら、都道府県計画、さらには市町村計画という計画があるとともに、土地利用に関しては土地利用基本計画といった計画が都道府県ごとに策定されておりまして、これらに則してさらに各土地利用が生まれていく、こういった体系になっているというところでございます。

続いて、9ページでございます。この後ご紹介いただきます国土利用計画の市町村計画ということでございますが、その機能などにつきましては、こちらの表のとおりでございまして、一番右の市町村計画というところが、市土の利用に関する基本構想ということで定められているものということでございます。

さらに、10ページに入っていただきまして、国土利用計画(市町村計画)の特徴といた しましては、行政区域全体の構想、土地利用の方向性を示すことができるというところが特 徴かと思います。そのイメージを図示したものが左側の図ということになります。 続いて、11ページに入っていただきまして、市町村計画を策定することで期待される効果ということについて、これまで言われてきていることで、これは新潟県さんが市町村に対して提示している資料を踏まえて策定させていただいたものでございます。

策定作業の段階では、都道府県など関係者と事業の情報共有をできることで、まちづくりを円滑に進めることができるといったあたりですとか、あるいは、住民との合意形成ツールとして活用している自治体さんなどもあるということでございます。

また、策定した計画に対して期待される効果といたしましては、合併後に市町村ごとの土地利用規制の違いを統一するためにつくったりしているケースもございますし、あと、個別規制法の白地地域などでの調整機能ですとか、あるいは、ハザードマップとの重ね合わせなどを工夫している、防災を考慮した土地利用などにしたりといった対応に使うこともできているというところがございます。

続いて、12ページに入っていただきまして、ここからは自治体におきまして国土利用計画あるいは自治体独自に土地利用の計画をつくっていらっしゃるケースもございますので、そういった工夫についてのご紹介ということになります。

こちらの紙のほうは、飯田市の例でございますが、合併によりまして市の面積が2倍になった中で、森林などの面積が多い、多様な土地利用を考える必要があった中で、国土利用計画の飯田市の計画に則して土地利用の基本方針を定めながら、空間計画と景観計画などを調和させて地域の実情に応じた土地利用の実現を目指しているという例でございます。

続いて、13ページに入りまして、愛知県みよし市でございます。こちらは、東海豪雨で多大な被害があったということで、その浸水実績を踏まえたハザードマップをもとに、防災調整区域をこの計画の中で設定しまして、災害リスクを踏まえた土地利用に関する条例を策定していると、こういった事例でございます。

続いて、14、15と、これはこの後、富士宮市さん、安曇野市さんからそれぞれご説明 いただきますので、説明については割愛させていただきたいと思います。

続いて、16ページでございますが、今申し上げたようなことで、今回は2自治体さんから発表事例を通じて検討を深めていくということでございますが、この国土管理専門委員会を今後どう進めていくのかという全体のスケジュールイメージです。そこを示させていただいたのがこちらの紙でございまして、地域、国土の利用・管理をめぐる課題は非常に広範にわたるさまざまな課題がある中で、今回は順番に手をつけなければいけないという中では、国土利用・土地利用に係る制度的なところで、今どんなことをやっているのかという

ところを皮切りにお話をしていっていただいてはということで、第2回から第3回にかけてこういったお話を、さらに地域、市町村レベルだけではなく、もう少し広域にわたるような調整方法ですとか、そういったところなどについても触れながら、あるいは、複合的な施策とか選択的な国土利用などについてもいろいろな取り組みがございますので、そういった事例などもご紹介しながら、さらに議論を、第3回以降、第4回と深めていただきながら、第4回で一定のまとめ、さらに第5回以降、国土管理に係る広範な話題についてさらに議論を進めていければという、そういったイメージでございます。

あと、17ページ以下は参考資料でございまして、17ページにございます土地利用基本 計画におけます5地域の区分がございまして、都市、農業、森林、自然公園、自然保全地域 とございますが、それぞれどういった割合で存在していて、また、地域の重複がございまし て、その重複状況についてグラフ化したものがこちらの資料でございます。

また、18ページには、市町村などにかかわります土地利用に関する計画制度の例という ことでご案内をしているものでございます。一部ですけれども、掲載しているものでござい ます。

さらに19ページです、これもご参考でございますが、近年、ここしばらくの間でも、さまざまな課題に対して土地利用にかかわるさまざまな法制度などが制定されたりなどの動きがあるということのご案内でございます。

事務局からの説明については以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、続けて、今ほどありましたが、自治体からの事例紹介をしていただいて、その後、議論に移りたいと思います。

まずは、資料5に基づいて、富士宮市のほうから説明をお願いいたします。

【富士宮市】 皆さん、こんにちは。静岡県富士宮市から来ました富士宮市の都市計画課 長をしております滝川と申します。どうぞよろしくお願いします。

富士宮市からは、国土利用計画富士宮市計画について紹介させていただきます。私からは、 計画の経緯や特徴などの概要を説明し、詳細については、担当職員のほうから説明をさせて いただきます。

まず、本市における国土利用計画策定の経緯ですが、昭和50年代の富士山麓における大規模開発動向が顕著になったことを背景に、これに対応するとともに、市域の均衡ある発展を目指すことを目的とし、昭和63年に第1次計画を策定したのが始まりとなります。

以降、おおむね10年に一度の見直しを行い、本年3月に第4次の計画を策定したところでございます。

本市の土地利用計画の特徴は、大きく2つございまして、1つが市の10年間の指針となる総合計画と連携している点。もう1点が、土地分級手法と呼ばれる技術的側面から策定している点の2点がございます。

1つ目の特徴、総合計画と国土利用計画の連携については、それぞれの長所及び短所を補えることにあります。

総合計画は、市長の政治的な責任と裁量のもとで、議会や市民と共有する政策指針であり、 予算執行とも直結する内政の計画として力を発揮しております。しかし、外部の行政機関と の権限にかかわる土地利用規制の変更や、国・都道府県の事業に対する対外調整力が弱い点 がございます。

一方、国土利用計画は、都道府県と市町村の計画の相互関係が規定され、各種土地利用間の調整を担う機能を有し、外交の計画として、県・国の権限や意思との間で調整・協力を求める一定の影響力がございます。しかし、制度上、即地的な土地利用指針としての力が弱いため、市町村計画のアウトプットである土地利用構想図が、現行の法制度上、参考資料となっております。この2つの計画を連携することで、土地利用構想図の調整機能をより高めることになります。

2つ目の特徴であります技術的側面です。これは土地分級による診断を用いて、計画における土地利用の方針を根拠づけるものです。具体的には、地形、地質、土壌、植生等の条件を診断するとともに、各種の法規制を重ね、開発に適した土地かどうかを総合評価するという極めて客観的かつ緻密な手法でございます。これにより、測地的な土地利用の方針に説得力を持たせることができます。

このように、本市では、国土利用計画と総合計画が補完・連動しながら、かつ、技術的手法を駆使しながら策定しており、両計画が互いに説得力や合理性を高める効果を発揮しております。

概要の説明については以上となりますが、これから計画の仕組みや内容について、担当から説明いたします。よろしくお願いします。

富士宮市都市計画課の石原と申します。よろしくお願いします。

それでは、計画の内容についてご説明申し上げます。初めに、前段として、若干本市の概要を説明いたします。

富士宮市は、静岡県の東部、富士山の南西麓に位置する人口約13万5,000人の地方都市でございます。標高は、海抜35メートルから、富士山の山頂3,776メートルに至るまで、日本一の3,741メートルの高低差があり、面積は約389平方キロです。富士山の豊かな自然や景観、豊富な湧き水や食資源に恵まれ、市域の46%が富士箱根伊豆国立公園に指定されています。本市の市街地は古く、平安時代に創建された富士山本宮浅間大社の門前町で、東海道筋からは8キロほど内陸に位置していますが、昔から吉原宿と甲州を結ぶ街道が発達し、その交通の要衝として栄えてきました。

産業面では、富士山麓の広大な草原での酪農業や、林業、豊富な伏流水を利用したニジマスの養殖など、第一次産業が盛んです。また、第二次産業では、製紙業や医薬、化学工業に加え、近年では、工業団地に食料、飲料品製造企業などが進出しています。

観光面では、平成25年に富士山が世界文化遺産に登録され、富士山山域をはじめ、市内に6つの構成資産を有しています。富士登山や構成資産の白糸の滝など、年間約600万人の観光客が訪れる観光都市の側面もあります。

それでは、国土利用計画の中身についてでありますが、お手元の資料5をごらんください。 計画の概要版になっております。

1ページ目をごらんください。1、計画の概要等については、先ほど課長が申し上げたと おりとなります。

計画期間は、今年度スタートし、平成38年度までの10年間となります。

計画の策定体系は、図のとおりとなります。国土利用計画と総合計画を同時期に連動して 策定していることから、将来人口推計も両計画が共有している形をとっております。平成2 7年を基準年として、10年後の平成37年には、約7,000人が減少すると推計してお ります。世帯数も平成32年までは微増を見込んでおりますが、その後は減少に転じると推 計しております。

続きまして、2、市域の土地利用に関する現況と課題については、社会的な背景の変化として、平成22年の芝川町との合併、平成25年、富士山の世界遺産登録、平成24年の新東名の開通などがありました。また、中心市街地のまちなかや郊外部の集落では、空き店舗や空き家の増加、地域の後継者不足など、活力低下があらわれ始めている状況となっております。

市民の意向は、総合計画策定に係るアンケートとあわせて実施し、主な意見として、現在の土地利用の状況については、耕作放棄地が目立つ、山林の管理が行き届いていない、中心

部の空き地が目立つなど、意見が多くありました。

今後の土地利用の進め方については、農地、山林、里山は保全、中心部の空き地の活用といった意見があり、今後の土地利用規制では、「規制を強化すべき」、「規制すべき地域は規制を強化」で大半を占めておりました。

これらの結果を踏まえ、土地利用における課題では、全市的、市街地、市街地周辺部の3 地域と、土地利用の実現に向けた課題に分けて、下の表に整理しております。

2ページ目をごらんください。前項の現況と課題を踏まえ、基本方針を定めています。基本方針は、3から6まで、全体の土地利用、利用区分別、地域別の3つに区分整理しています。

まず、3の土地利用の基本方針では、分野別の方針を定めています。下の図は、ゾーン別土地利用概念図です。総合計画の基本構想の柱の1つである土地利用構想に位置づけているもので、市域を5つのゾーンに区分し、土地利用の方向性として、保全、活用、整備の概念を示しています。

続きまして4、利用区分別の基本方針ですが、土地の利用目的に応じて、農地、森林など、7つの利用区分ごとの方針を定め、目標年次における面積を推計しています。下の表は、その面積推計値となります。表の右側には、平成24年を基準に、平成37年時点の増減面積を示しています。トレンド等から推計しておりますが、農地や森林は減少、道路や宅地の増加といった傾向は計画期間中も続くと見込んでおります。

3ページをごらんください。5、地域別の基本方針となります。

中央の図は、地域区分図です。合併、市の成り立ち、歴史的背景、地形条件などを考慮して、市域を5つの地域に区分しております。下の表では、この地域ごとに目指すべき土地利用の方向性を定めています。

次に、右側の6、基本方針を実現するための方策となります。

- (1)総合的かつ計画的な土地利用の推進では、土地利用構想図に基づく土地利用事業を 適切に運用し、総合的かつ計画的な土地利用の実現を図ることとしています。
- (2) 富士山、天子山系等の豊かな自然環境との共生では、森林の適切な維持管理を通じて、森林の水源涵養など、公益的機能の発揮や、「緑・産業振興地域」の自然環境と共生した産業を誘導することとしております。
- (3) 安全・安心な土地利用の確立は、ハザードマップを適切に活用し、災害リスクの高い地域では、「防災・水資源保全地域」として、土地利用規制するとともに、ハードとソフ

ト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を進めることとしています。

- (4)自然を活用した既存産業の育成と基幹道路を生かした産業基盤の整備では、政策推進エリアとして、「緑・産業振興地域」や「職住近接産業地域」を設定し、産業の誘導により近接する集落の維持に向けた働く場の創出や、農林水産業では、担い手の育成、生産性の向上、消費拡大を図ることとしております。
- (5)魅力ある都市空間・生活空間の形成では、中心市街地における土地の有効利用、魅力あふれる店舗づくりなどにより、世界遺産のまちとして、街並み、にぎわいの再生を図ることとしております。
- (6) 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持では、政策推進エリアとして、集落拠点地域を設定し、地域特性に応じたまちづくりを推進するとともに、定住の一助となるよう、既存ストックの有効活用も含めた計画的な住宅地の確保を図ることとしております。

次に、4ページをお願いします。7、土地利用診断による土地利用構想図の作成です。

本市の計画は、「土地に聴き、人が拓く、均衡ある土地利用」という理念に基づき策定をしておりますが、その土地に聴く土地利用という観点のもと、土地利用診断を行っております。

手順としては、まず自然環境の評価などを用いて、土地が持つ特性の分野別評価を行います。土地分級は、その土地がどのような利用に適しているか、土地が持つ特性を7つの分野別に、右ページ上段に示す地形、地質などにより評価しています。

市街地・集落地域適合度分級は、都市基盤形成上の観点から、土地の傾斜度、地盤、土壌を重ね合わせ評価しています。

農地適合度分級は、農地分布図をもとに、土壌の生産性、機械化の適正などの要因を評価 し、さらに農業基盤整備事業についても加味し、評価しています。

林地適合度分級では、傾斜度や土壌による生育性に加え、公共的な造林や木材生産性の機能、植林の状況も加味しています。

防災保全分級では、災害防止や被害減少の観点から、地形、地質などの要因や、富士山噴 火、土砂災害の危険区域などから評価しております。

水資源保全分級では、水源や集水域に関する要因である河川、湖、沼など水源涵養機能を 有する森林などを評価しています。

自然保全分級では、貴重な植生や優れた自然を評価するため、野生動物の生活圏について も評価の対象としております。 環境緑地分級では、自然環境、歴史的環境として、文化財、風致地区、その他レクリエーション施設やススキ草原についても評価の対象としています。

このようなさまざまな要因から7つの分野別に評価し、分級図を作成しています。4ページの中央にある表は、分級図と要因を表にしたものです。縦軸には要因を、横軸には左から、市街地・集落、農地、林地、自然における4地域に区分し、適合度を示しております。

さらに一番右側の自然地域については、防災、水資源、自然保全、環境緑地の4つに分類 し、項目ごとに適合度を3段階で評価しております。

例えば、要因の一番上、地形・地質において傾斜を評価しておりますが、これは傾斜度の 大小により、人々の都市活動や土地開発、造成行為、各種産業振興、災害リスクなど、生活 圏の形成に大きく影響するため、市街地・集落地域及び自然地域の防災保全上の評価におい ては必要な観点となっております。

これらの分級図に優先順位をつけ、重ね合わせ、土地利用適正を総合的に評価した上で、 個別の法規制による要因を加味したものが、土地利用適正総合図になります。この手法によ り、市内全ての土地が7つの種別に区分され、最も適している土地利用の方向性が示されま す。

総合図の7つの種別の性質については、開発を抑制していく、つまり、保全強度が高い地域が自然保全地域、環境緑地地域、防災・水資源保全地域の3地域となります。また、この3地域ほど保全強度は高くなく、必要な防災安全対策を施したうえで一定の開発を許容する地域として、林業・森林保全地域、林業地域、農業地域があります。加えて、都市基盤の整備・開発を図る地域として、市街地・集落地域があります。

4ページ右側の図は、先ほど説明した土地利用適正総合図に政策要因を付したもので、市町村計画の最終的なアウトプットとなる土地利用構想図となります。

政策要因は、緑・産業振興地域、地域生活拠点エリア、職住近接産業地域の3つあり、過去からの総合計画及び国土利用計画を踏まえるとともに、積極的に土地利用を推進する地域として位置づけています。

以上が計画の内容となります。

最後に、まとめとなりますが、本市の国土利用計画は、市の最上位計画である総合計画と 連携して策定することで、市民と行政が共有するツールとしての性格が強く打ち出され、し たがって、市民に対しても非常に高い発信力と計画実現に向けての推進力を持っているも のと考えております。 以上で、国土利用計画富士宮市計画の説明を終わります。本日は、貴重なお時間をいただきありがとうございました。(拍手)

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

議論は後ほどまとめてさせていただきたいと思いますが、今の富士宮市さんの発表について、質問がございましたら、まずは承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中村委員】 すみません、教えてください。最後のページに書いてある地域区分別の土地利用方針という地域区分と、一般的な土地利用区分というのとは違うわけですよね。

ちょっと私がわかっていないのかもしれない。最後のページにある区域区分別の土地利用方針について、これは先ほどのさまざまな要因をもって点数化して導いたものだと思うんですけれども、それがこのマップになっているのですよね。この地図と、そもそもの土地利用区分で、農地だとか、森林とか、原野とかありますね。これとは相当違っているんですか。それとも同じような形で対応関係があるんですか。

【中出委員長】 お願いできますか。

【富士宮市】 基本的に、この利用区分別の基本方針のこの区分と、土地利用構想図の地域区分は、リンクしていると考えております。ただ、絵として出てくるものと、この利用目的とは、国土利用計画のアウトプットと市町村の基本方針とはちょっと形が変わってくる場合もあります。例えば、農用地については農業地域、それから森林については森林という形ですが、重ねていく上で変わってくる場合もあり、基本的にはこの利用区分の基本方針の地目でやりたいところなんですが、やはり重ね合わせの優先順位をつけると変わってくる部分も出てきます。

【中村委員】 ありがとうございました。もう1つ。この新しくつくられた土地利用構想図というのは、1つ1つは必ず1つの土地利用区分になっていて、例えば、林業・森林保全地域と林業地域は何かこう似たような形に見えてしまうんですけれども、それぞれ別々の形として検討していくということなんですか。

【富士宮市】 はい、そのとおりです。

【中村委員】 はい、わかりました。

【中出委員長】 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしければ、あとでまた議論の中で細かい部分については質問を いただければと思います。

それでは、続きまして、資料6に基づきまして、安曇野市さんのほうから説明をお願いい

たしたいと思います。よろしくお願いします。

【安曇野市】 皆さん、こんにちは。改めまして、長野県安曇野市から参りました都市計画課長の西沢剛といいます。よろしくお願いします。

本日は、このような場で当市の状況を説明させていただく機会を設けていただき、まことにありがとうございます。限られた時間ではありますが、これから安曇野市の土地利用制度について、ご説明させていただきます。

本市は、いわゆる平成の合併によりまして、平成17年10月1日に、豊科町、穂高町、 三郷村、堀金村、明科町の5町村が合併して誕生しました。長野県のほぼ中央部に位置し、 松本から電車で10分から30分のところにありまして、北は大町、南は松本市などに隣接 しています。

本市の西部は、雄大な北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、海抜3,000メートル級の象徴的な山々があります。北アルプスを源とします中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する東部では、安曇野と呼ばれる海抜500メートルから700メートルのおおむね平坦な複合扇状地となっております。

農業が盛んで、米の出荷額は、長野県内上位であり、また、リンゴ、豊富な地下水を利用 して栽培されているワサビも特産であります。

工業製品の出荷額も上位を占めておりまして、VAIOやエプソンといったIT関連企業の本社や事業所があり、大きな産業になっております。

続きまして、3ページをごらんください。合併前の旧5町村の土地利用制度でありますが、 ごらんのとおり3つのタイプがありました。

まずタイプAです。旧豊科町は、昭和46年から区域区分が設定された全町都市計画区域でした。

次に、タイプB、旧穂高町では、平成11年からまちづくり条例により、用途地域以外の 町内全域を9つのゾーンに分けて立地可能な用途を定めていました。

このほかの3町村は、全域が都市計画区域にはなっておりましたが、区域区分、用途とも 白地で、農振法や農地法により、都市的土地利用のコントロールがなされていました。

4ページをごらんください。市内の土地利用の特性は、ごらんのとおり、散居集落であり、 中心市街地が形成されているという状況ではありません。先ほどのように3つの制度があ りまして、合併前に設置された合併協議会において、都市計画の区域区分、地域地区、まち づくり条例について、合併後、5年をめどとして同一歩調で行うことを基本に調整するとい う決定がされておりました。

区域区分が設定されていた区域では、市街化区域内の農地の宅地並み課税に対する固定 資産税への不満や、調整区域では、開発に対する不満がありました。

また、先ほどの旧穂高町のまちづくり条例が制定された経過には、人口増加に伴う開発圧力が高く、農振地域変更がたやすく行われた結果、虫食い開発が進み、これを何とかしなくてはいけないという危機感からでき上がったという経過があります。

これらを踏まえ、平成18年から住民による検討委員会を立ち上げ、統一に向けて検討が 始まりました。

なお、結果的には、平成23年4月から、条例による土地利用が続く平成24年12月から、豊料地域の区域区分が廃止となりまして、全域での条例執行に至っております。

5ページをごらんください。検討を進める上での課題でございますが、大きく3つありました。

1つ目は、区域区分導入の適否の判断であります。穂高町まちづくり条例が運用実績を積み上げ、一定の効果を示す一方で、豊科地域でありますが、既に区域区分を導入しています都市計画区域が1つありました。長野県が区域区分の拡大の方針を示す一方、豊科地域以外の4地域に実際に区域区分を導入するとなれば、さまざまな面で相当な困難が予想されました。

2つ目は、安曇野の特性を踏まえた土地利用管理のあり方であります。地形的に平坦で宅地が拡散しやすい土地条件下である中で、合併時も人口は微増傾向にあり、一定の開発需要が継続していました。郊外での無秩序な開発の進行は、優良農地や良好な景観への悪影響や、非効率なインフラ整備等をもたらす懸念があります。散居的に集落が形成されていた背景から、市街地からの距離等にかかわらず、郊外にも守るべき生活、文化、コミュニティがあること、この周りが安曇野市の特性であるかとも思われます。

3つ目は、新たな規制制度導入に対する市民の理解であります。制度を統一化すれば、都市計画区域のみだった三郷、堀金、明科の3地域では、少なからず規制強化につながること、特に土地利用者の反発が予想されました。市の重要な政策課題でありながら、一般の市民が関心を持ちにくいテーマで、地域間での温度差もありました。

6ページをごらんください。新制度構築までの検討のフローですが、合併後5年の平成2 3年4月の運用開始を目指して、段階的に議論を重ねました。

第1段階としまして、平成18年度から平成20年度前半まで、市民の皆さんが中心とな

った土地利用市民検討委員会で土地利用の将来像や土地利用制度の方針の検討を行う一方で、専門の先生方による土地利用構想調査専門委員会で、土地利用制度の具体的な手法の検討を行い、平成20年3月に市の土地利用の将来像、土地利用の管理方針がまとめられまして、その提言をもとに、平成20年9月、市が方針を決定しました。後ほどご説明いたします。

この方針に基づきまして、第2段階として、平成20年度後半から平成22年度後半にかけて、土地利用制度に関連する各種計画等の検討を行う一方、土地利用制度に関する条例等の検討を上智大学の北村教授に新たに加わっていただき、制度設計委員会に改称しまして、平成22年9月に条例の議決、平成23年3月に基本計画の議決がされました。

7ページをお開きください。平成18年に、市では、市民を対象にアンケートを行いました。今後、どのような土地利用、統一ルールでまちづくりを進めるのが望ましいですかという問いに対しまして、約9割の方が、何らかの開発に対する規制を設け、乱開発を防ぐ必要があるという総論賛成の一方、規制による私権制限に対する地域懇談会では、かなりの反対意見もありました。

市民検討委員会では、初めに制度ありきではなく、現況や集落の成り立ちを踏まえて、安曇野にふさわしいまちの形を見出すことを念頭に、詳細な議論を積み重ねをしながら、安曇野市の土地利用の将来像を検討して、既存市街、集落周辺への集約重視のまちが提言されました。

また、実際、現地の写真を見たり、ときには実際に足を運んだりして、こういうところは 開発されてもいいのでは、こういうところは開発されるべきではないのではないかといっ た検討を約1年半、延べ36回を重ね検討をしてきました。

一方、専門委員会では、市民検討委員会の提言を実現するために必要なツールとして最も ふさわしい制度のあり方を検討していきました。まずは法制度にのっとり、区域区分制度を 用いた実現可能性、特に都市計画法第34条10号から12号の弾力的な運用を模索しま した。こちらも約2年をかけ16回の会議を経て検討されました。

8ページを、これを経まして、それぞれ出された提言内容を尊重し、平成20年9月に自主条例を用いた統一制度を土地利用管理制度に関する市の方針といたしました。制度の特徴としましては、①制度内容の自由度、自主条例で定める範囲については、法令に抵触しない範囲で、独自の内容を定めることが可能である。

強制力としましては、自主条例は法律に比べて強制力が弱い印象を受けますが、法律と同

等の厳しい罰則規定を定めることが可能であること。

それから、弾力性・機動力としまして、自主条例に定める規定等は、弾力的な設定が可能であり、計画の見直しや手続等の仕組みを工夫することで、運用の機動力を高めることも可能になる。

それから、市民のかかわりとしましては、市民のかかわりを重視した制度づくりが可能でありますから、市民の皆さんのまちづくりへの主体的な参加が重要になる。

この4点であります。

9ページをごらんください。安曇野市の土地利用制度の概要ですが、基本的な枠組みとしまして、立地・用途、形態、それから住民参加、この3のルールと仕組みからできております。

10ページをお開きください。こちらが制限や誘導すべきもののイメージ図として、検討 段階の資料になります。

<目指すまちのかたち>として、既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりが掲げられております。

11ページをお開きください。次に、上位関連計画と土地利用制度との関係ですが、安曇野市のまちづくりの方向性を示す計画である総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画の下、条例基本計画があります。市民提言で示された土地利用の目標像や、土地利用管理のための具体的な地域や基準の設定方針との整合を図るべく、立地・用途・規模のルールについては土地利用条例で、形態意匠・色彩ルールは、景観条例が担う形になっております。

12ページをお開きください。こちらがフローで示したものであります。

市の国土利用計画は平成22年9月に土地利用条例が制定されましたので、このルールを基本に、市の土地利用に関する最上位の計画として、平成23年3月に策定しております。都市計画マスタープランは、同様に、平成22年10月に策定しております。農業振興地域整備計画、森林整備計画との関係も図のようにしております。

全体として、当市の制度検討の流れは、まず土地利用の条例や計画の具体的な内容を先行して検討した上で、それらと整合を図りながら、上位関連計画や、関連条例を策定するという手順で進めました。制度全体の一貫性を担保しております。

13ページをお開きください。計画を実現するための手段として、全市統一した土地利用の管理が図られるよう、土地利用条例と景観条例を、平成23年4月、同時に施行しており

ます。

14ページをお開きください。平成22年9月にそれぞれの条例の議決をいただき、23年4月より施行することができました。ただし、この時点で旧豊科町について区域区分が残っていましたが、県と国の協議が整った平成24年12月に県知事から線引き廃止が告示され、同時に、全市統一の土地利用制度が始まりました。

15ページをお開きください。土地利用制度のポイントをご説明いたします。

まちづくりの目標像として、豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと 産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくりを掲げ、3つの方針と土地利用の11の 原則があり、景観や市民参加も取り組まれています。

16ページをお開きください。市の都市計画マスタープランには、既存市街、集落周辺への集約重視のまちづくりをまちの基本構想に掲示しており、この目標像の実現化を図るツールとして、土地利用条例を位置づけています。安曇野市土地利用基本計画にまちづくりの基本構想の骨格となる3つの基本区域を設定しました。区域の境界は、地形、地物で厳密に設定し、この点において、旧穂高町のゾーニングとは異なるものとなっております。

17ページをお開きください。基本区域ごとにそれぞれの区域の設定方針を踏まえた立地可能な開発事業の基準を明示しております。特に田園環境区域の住宅開発事業の基準では、特徴的な開発基準となっておりまして、18ページをごらんください。市独自の基準設定、基本集落等への3辺接続があります。旧穂高町のまちづくり条例でできたことに起因しますが、虫食い・連鎖的な宅地化の防止を目標としております。また、②としまして、敷地面積300平方メートル以上として、緑化のスペース確保を狙っております。

これらにより、郊外における住宅開発の量的抑制、質的向上が図られました。

19ページ、実際開発する際、条例でどのような手続になるかということが、このスライドになります。開発事業は、定義上、あらゆる土地利用の行為が対象です。手続的には「届出のみ」、「承認」、「認定+承認」の大きく3パターンがあります。

20ページをお開きください。1つ目が届出になりますが、全てかというと、簡易的な開発事業等には手続不要としておりますが、これらも開発事業には該当するものとしております。

続きまして、21ページ、2つ目の承認手続ですが、実施可能なものを定めた事前明示型の計画基準へ適合するかどうかといった手続になっております。

22ページをお開きください。3つ目の特定開発事業ですが、事前に明示された基準のみ

で判断される硬直的判断での弊害を認定手続で担保しております。土地利用基本計画の開発事業の基準に定めのない事業は、この特定開発事業という手続を経ますが、条例に定めております土地利用審議会で開発の適否を特定開発事業の指針に照らし合わせて判断しております。

もう1つ、計画性のある意思決定による計画基準への適合で開発を許容できる仕組みの 導入といたしまして、地区土地利用計画があります。これは議会議決を経て決定されていき ます。

23ページをお開きください。こういった条例の制定により、一定の効果があらわれてきております。標識設置の義務づけにより、開発の内容が事前に周囲に知らされるようになりました。説明会の開催により、事業着手後、住民と事業者との間でもめるケースが少なくなりました。開発基準にない案件は、説明会の開催や審査会の審議、市長の認定等より重い手続を要することが抑止力となっております。

24ページをお開きください。手続を運用する市役所内部の体制ですが、都市建設部内の都市計画課で条例を運用し、同じ部内の建築住宅課で手続の窓口をしております。ごらんのようにコンピューターの画面を見ながらGIS上で土地利用基本区域の区分等を確認しながら相談の段階から受付を行っております。

25ページをお開きください。運用開始から5年経過をめどに、制度の検証と見直しを行うために幾つかの比較材料を収集しました。このスライドは、新築の確認申請の数を条例制定前後で比較した資料であります。ごらんのように上の3つの都市機能の集約を図るべき区域の申請件数が増加し、良好な環境を保全すべき区域の申請件数が減っているのがわかると思います。

26ページ、不動産業界や市議会議員の一部から、条例が厳しく、市内の開発が抑えられている。人口減少の原因になっているのではないかというようなご意見をいただいておりました。このデータは県内近隣の松本市、塩尻市、大町市の1,000世帯当たりの新設住宅着工戸数の推移であります。全体の傾向は同様であり、むしろ順調に推移している状況がわかると思います。

27ページをごらんください。平成25年に行った市民アンケートでは、引き続き、景観や環境の保全を厳しいルールで守るべき、あるいは、今のルールを守るべきといった回答が半数以上ありました。また、農地の維持に不安を抱いている方が多い、農家からも51.3%の方から同様の回答がありました。

28ページをごらんください。先ほど触れましたように、条例の運用開始後5年経過したところで制度の検証・見直しを行い、一部改正をし、本年4月から施行しております。大きな改正点はありませんが、手続の一部簡素化と申請の増加傾向の太陽光発電の施設について明文化しました。拠点、準拠点区域では1,000平米、田園居住、田園環境区域では20平米以下を承認申請の手続とし、技術的な基準に関する規則に5項目による基準を設けました。

以上になりますが、当市の土地利用制度について、運用の検証による本年7月の一部条例 改正の経過までを説明させていただきました。先ほど説明させていただいた制度設計委員 会ですが、委員の先生方には引き続き制度評価委員会として制度の検証作業にかかわって いただいております。今後も5年間をめどに見直しを行いながら、自主条例の運用を進めて いきたいと考えております。

ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

議論はこれも後ほどまとめてさせていただこうと思いますが、今の安曇野市さんのご発表に関して、質問がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

【瀬田委員】 今日のテーマは、国土利用計画法に基づく、特に市町村国土利用計画だと 思うんですが、その計画と、今ご説明いただいた条例に基づく土地利用基本計画は、関係性 というのはどのぐらいあるのか。実際同じものなのか、全然違うものなのか、その辺の事実 確認をお願いしたいと思います。

【中出委員長】 お願いできますでしょうか。

【安曇野市】 安曇野市の都市計画課の課長補佐の久保田と申します。よろしくお願いします。

ただいまのご質問ですが、先ほどお話ししたとおり、一体性を持たせる運用ということで、 国土利用計画のほうがどちらかというと後のほうから策定を始めたというような進め方で まいってきております。全体的には、土地利用の方針といったもの、総枠的なものは国土利 用計画のほうで担っておりまして、それに対して細かい状況があります。あと、国土利用計 画のほうでは、やはり面積的なもの、推移についてもうたっているというようなところでつ くっております。

【中出委員長】 多分この11ページ目の絵に上位計画と書いてありますけれども、国土

利用計画や都市計画マスタープランは上位計画というふうな位置づけにはなっているけれども、実際には、安曇野市さんの場合には、この条例による土地利用基本計画の絵があって、これがほぼ都市マスとか国土利用計画と同等もしくはそれの根拠になっているということで、形式的には上位計画だけれども、コアはこの条例の土地利用基本計画だというふうに理解していいですよね。

【安曇野市】 はい、そうです。

【中出委員長】 そういうことだというふうに私は今まで理解してきていたんですが、よろしいでしょうか。

【安曇野市】 はい、大丈夫です。

【中出委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【広田委員】 今の点でよろしいですか。

【中出委員長】 はい。

【広田委員】 さらに確認ですけれども、そうすると、安曇野市の国土利用計画の中には、 条例で定めた土地利用基本計画の同じ図が入っているということなんですか。

【安曇野市】 同じ図までは入っていないのですが、基本方針としては同じ傾向ということでうたっております。エリア的に市内を4つの地域、北西部ですとか、北東部といった4つの地域で、それぞれの今度は地域ごとにどういった、これは都市計画マスタープランの区分けと一緒なんですけれども、どういった方向で市土の土地利用を図っていくかというところをうたっています。

【広田委員】 この16ページの6つの地域区分は、国土利用計画のほうに入っているんですか。

【安曇野市】 国土利用計画のほうには今の6つの区分は入っておりません。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

【広田委員】 あってもなくても……。国土利用計画はなくてもいいということ……。

【中出委員長】 そう言うと、身もふたもないですが。実際には上位計画として形式的に 存在している。

【広田委員】 わかりました。

【中出委員長】 ほかはいかがでしょうか。

僕、1個確認したいんですけれども、先ほど、課長が、全域都市計画区域だと言われましたけれども、たしか北アルプスのところは当然都市計画区域外ですよね。旧三郷にしろ、堀

金にしろ、穂高にしろ、みんな……。

【安曇野市】 そうですね。

【中出委員長】 そうですよね。全域都市計画区域ではないはずよね。

ですから、都市計画区域外のところも含めて都市マスはつくっているけれども、国土利用 計画の持つ意味があるし、それ以前に全体で条例を定める意味があるということだと私は 思ったんですが、それでよろしいですね。

【安曇野市】 はい。

【中出委員長】 では、よろしいでしょうか。ほかに質問。はい、お願いします。

【大原委員】 ご発表ありがとうございました。安曇野市さんに質問なんですけれども、 6ページのスライドにありますように、土地利用市民検討委員会を丁寧に開催されて、市民 の意見を集約されていたというプロセスが非常に興味深いというふうに思いました。

一方で、スライド5ページにも書いておりますように、土地利用には一般の市民にはあまりなじみがないというのもそのとおりだと思っていまして、市民の方に議論の場に来てもらうのも、結構大変なんじゃないかと思っているんですけれども、こういった市民検討委員会の議論を開催するに当たって、市民の方を集める工夫とか、配慮されたこととかあれば、教えていただけたらと思います。

【安曇野市】 久保田です。お答えさせていただきます。

この検討会の場なんですけれども、私どもにはいわゆる町内会といいますか、区というものが83区ございまして、それをほんとうに83、細かく会場設定をしまして、それぞれに担当が訪問しながら、便がいいといいますか、集まりやすい場所を確保してお集まりいただいたというところを工夫しております。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

【大原委員】 そうすると、検討委員会が1個の委員会ではなくて、その83の町内会で それぞれ説明していたということなんですか。この83の代表者が出てきて話すとか、そう いう議論の場ではないんですか。

【安曇野市】 それぞれの進み方によって、その場の持ち方は当然変わってくるわけですけれども、委員会、審議会は、団体の代表ですとか、公募の方に来ていただいて、7ページの写真にありますような、こういった昼間、場を設けて、ワークショップなりで開催をしておりまして、第2段階へ入ってきて、懇談会というのが7ページの右下の表の下にありますけれども、懇談会のほうは、先ほどのこういった形でそれぞれの場を設けて回っているとい

うような状況で進めております。

【大原委員】 わかりました。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、少し先に進めさせていただきたいと思います。この後、また質問がございましたら、全体の議論の中でしていただければと思います。

それでは、事務局から説明していただいた資料も含めて、今の富士宮市さんと安曇野市さんのご紹介も含めて、全体の議論をしていただければと思います。

本日の論点は、地域の課題に対して、現行の国土利用計画法に基づく土地利用計画制度に おいて、実際にその制度でどのように対処できるか、あるいはまた、その現行の制度におい て、課題に対して改善するべき点は何かということについてご議論いただければと思って おります。

どなたからでも結構ですので、ご発言をいただければと思います。よろしくお願いします。

【浅見委員】 実は両市に伺いたいことでもあるんですけれども、この土地利用規制、今後はおそらく人口が減少してくると、やっぱり市街地を縮小させるというようなことも必要になってくると思うんですが、これは市民の方々のご意見を単純に聞いてできることでもなかなかないと思うんです。そういう意味で、今回の計画に入っているかどうかわからないんですけれども、そういったより市街地の縮小をうまく誘導していくというような意味での規制、土地利用規制をどういうふうに、もし入れているのであれば、どういうふうに入れたのか、あるいは、今後入れるということであれば、どういうふうに入れようとしているのか。あるいは、もしかしたら、まだ課題であるということかもしれないんですが、そのあたりを伺いたいと思います。

【中出委員長】 それでは、まず富士宮市さんからお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【富士宮市】 富士宮市です。今回の国土利用計画の中で、今、人口減少の中でということで、市街地のほうの縮小についてどう入れているかということだと思います。それで、実は、今、喫緊の問題となっているのが、市街化調整区域の集落の維持ということがございまして、政策的には、まず集落の維持のほうが先に来ております。その中で市街地のほうはもちろんまちづくりの中心ですので、世界遺産登録等々も、今、世界遺産のまちづくりを進める中で、世界遺産センターとか、中核になるような施設ができつつあります。その中で動向を見ながら、居住のほうはその次に考えていかなければならない喫緊の課題だと思ってお

ります。

それで、今、市街地のほうは、観光客とか、そういうものの対応がとれつつありますので、 それと同時に、調整区域の集落、そして限界集落等という問題もございますので、今、市民 の方たちや高齢者の方たちから言われているのは、やはり集落をどうして維持していくか、 最低限そこで培ってきた集落の伝統とか文化をどう受け継ぐのかと、そういうことが問題 にあります。この5年、総合計画のスパンが5年で見直しということになっておりますので、 この5年間は集落維持に全力を尽くしていくということになっております。委員のおっし ゃった市街地の居住に関して、人口の減少対策につきましては、今回のまちづくりの核とな る観光客等の誘致を図る意味の世界遺産センターができた後のまちづくりということで、 今後展開していきたいと思いますので、後期の5年間、これが肝要になってくると考えてお ります。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

【浅見委員】 はい。

【中出委員長】 では、続いて安曇野市さん、お願いできますか。

【安曇野市】 先ほどのスライドの16ページ、17ページをお開きいただければと思います。土地利用、6つの区域に区分ということで進めております。16ページに拠点市街区域と準拠点市街区域、田園居住区域ということで、こちらのほうがコンパクトシティを踏まえているようなところなんですけれども、誘導を図る場所です。①から⑬まで番号がついておりますけれども、こういったところに誘導していきたいということで、ちょうど立地適正化計画を、今年度と来年度で、今、2カ年度で策定している状況でありますけれども、こちらが居住誘導区域になるのかなというところでありますが、今年度から3カ年度で、この拠点市街地域に住宅を建てた方に対して、これは住まわれた方が対象になりますけれども、1件20万円の補助金を交付してさらに誘導を図るという、これはまち・ひと・しごと創生総合戦略の交付金を活用したり、それから、ふるさと納税の制度でいただいたお金を活用したりしておりますけれども、この20万円の補助金を創設してやるということもしております。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

お願いします。

【一ノ瀬委員】 今の浅見先生の質問に関連して伺いたいんですが、私も非常に興味があ

りまして、富士宮市さんで言えば、集落拠点地域ですか、安曇野市さんで言えば、今ご紹介いただいたんですけれども、農村地域という意味では、田園居住区域だと思うんですけれども、非常に興味があるのは、ちょっと現地の状況はあまり存じ上げないのであれなんですが、ここに例えば既に選ばれていない古くからの集落もあるような気がするんですけれども、そういったところから何らかの意見がなかったのかどうかというのと、逆に言うと、今例えば20万円のインセンティブをつけますというようなお話もあったんですが、今後のいろいろ整備でそこに差が出てくるのかどうかということが非常に興味があるんですけれども、教えてください。

【中出委員長】 富士宮市さん。

【一ノ瀬委員】 富士宮市さんも。

【中出委員長】 富士宮市さんもあるんでしたか。すみません、お願いします。

【富士宮市】 この富士宮市でいう集落拠点地域、これは14カ所ございます。それ以外のところでも、やはりこの策定の時の市民意見を聴取する懇談会では意見が出ました。それで、具体的には集落拠点地域には選定されなかった集落もあるのですけれども、今のところ、集落拠点の位置づけにつきましては、都市マスタープランを策定する上で、14カ所の集落の小学校とか公共施設が配置しているところを前提に丸をつけた経緯がございます。ですので、やはり富士宮市としては、この14地区がまずは集落の拠点を形成しているという解釈の上で、やはりそこを進めていくのが第一弾だと。ただ、第二弾で集落を形成している方たちがいるのはもちろんございますので、その対応をその後考えていきたいと思いますので、先ほど申したとおり、いきなり全ての対応をとれるということが一自治体では難しさがございますので、まずは優先順位をつけた中で粛々と進めていくというところがまずあろうかと思います。もちろんいろいろな既存集落の中で、14地区以外のところからそういう意見が出ておりますので、その対応も次の段階、後期のときに考えていくべき話かなと考えております。

【中出委員長】 ありがとうございます。

それでは、安曇野市さん、お願いします。

【安曇野市】 16ページの先ほどの区分でございますが、田園環境区域、右肩のところにある田園環境区域が農村部であります。穂高町の条例ができたきっかけになったのが、いわゆる虫食い開発でございまして、例えば、農家で経済的に苦しくなったので、ちょっと宅地にして売りたいんだよというと、旧穂高町の状態では、それが農業委員会での質疑は通る

というような状況がありまして、とんでもない田んぼの中にぽつんと住宅ができたというようなことが生じまして、農業委員会が農地開発委員会のような格好になっていたその教訓で、穂高町のまちづくり条例ができました。現在もスライドの18ページのところにありますが、厳しい基準を設けておりまして、なかなか宅地開発はできないようになっております。ただ、分家住宅については3辺接続という基準はちょっと置いておいて、分家住宅についてはオーケーしますというようなことで、農村部のそういった開発については抑制をしております。とりわけこういった農家の方から、厳しくなったから困るというような意見は上がってきてはおりません。

【中出委員長】 あと、富士宮市の場合には、いわゆる集居の集落だと思うんですけれども、安曇野の場合には、かなり散居村……。

【安曇野市】 そうです。

【中出委員長】 なので、集落の形態が全然違って、ほぼ一様に安曇野のところにある程度点在して二、三戸ずつぐらいの農家があって、富山の砺波平野みたいにほんとうにぽつんぱつんという感じではないけれども、かなり散居集落ですよね。

【安曇野市】 はい。

【中出委員長】 だから、そういう意味では、集落の形態が大分違うと思いますので、そこらあたりもあって、そういう意味でいうと、基幹集落ではないから、うちの集落はどうしてくれるんだというような発言は、安曇野のほうはちょっと少ないんじゃないかと思いますけれども。

【一ノ瀬委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 ほか、何でも結構ですので、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

【中村委員】 考えは全然まとまっていないんですけれども、2つの市の計画を聞いていて、先ほどの私の質問も実はそもそもの国土利用計画の市町村計画レベルの地目というか、地域区分みたいなものと、この新たに建てられたものが、一部違っているんでしょうけれども、どう重なり合っているのかというのが重要な点だと私は思っていました。それで結局、それぞれの地域において、それぞれの課題があって、あるときは市町村合併なども含めて、課題に対応した形で新たな土地利用区分をされているような気がするんです。ということは、今後、将来的に人口が減ったり、もしくは防災に対して地域で対応しなくてはいけない

ときに、やはり今の現行の市町村計画の地域区分だけではうまく機能しなくて、その地域区分の、ある意味、機能評価というか、土地が持つポテンシャルみたいなものを、その地域地域における課題に対応した形で評価していくのかなという感じがしました。それを全国一律にいい区分を目指そうとすると、多分それは無理で、地域ごとに抱えている課題が違うので、それを市町村がうまく評価できるような、この2つの市は、多分相当先進的な状態だとは思うんですけれども、そうではない市町村もたくさんあるような感じがします。

ということで、それをどうやってこういった機能的なものを表現した形でうまく市町村 計画が将来の課題に対して向かっていけるような、それを国なり都道府県がどうやって後 押ししていくかといった、そんな議論になるのかなという感じがしました。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

多分今、先生がおっしゃった区分というのは、国土利用計画の市町村計画で確実に示さなければならない区分というのは、ちょうど富士宮市さんのもので言うと、2ページ目にある利用区分ごとの土地の面積の動向というのは絶対示さなければならないことになっていると思いますが、あとの国土利用計画上のいわゆる地域は、それぞれの市町村で独自に定めていいものなので、それが例えば、安曇野市の場合だと、安曇野の土地利用基本計画のものにそれでスライドしていけばよくて、それを国土利用計画上は、この利用区分別の基本方針なり、利用区分別の面積推計に落とし込む……。

【中村委員】 そうですね。

【中出委員長】 富士宮市の場合にも、同じように、富士宮市の場合はもっと精緻に土地 分級されている中で分けてきた区分に対して、実際に今後の面積推計をされているという とこでいくと、市町村の国土利用計画をつくるということが、この利用区分別の面積という 形で具体の空間として見せるというところが1つはあると思うんですが、だから、1つの国 土利用計画の果たす役割を何かもう少しきっちり整理しておくことは必要かなとは思いました。

というのは、ちょっと続けて話をさせていただきますが、富士宮市で工業用地を51~クタール増やすというのは、住宅用地から比べるとかなり増えているのは、これ、多分静岡県の場合にはかなり特殊で、東海・東南海地震のことを考えて、内陸の市町村は内陸フロンティアの構想で、県のほうからぜひ内陸部に工業用地なり流通用地を確保してくださいというようなこと、それは第二東名のこともあると思うんですけれども、そういう形で工業用地とか流通用地については増やすことについては静岡県から了承を得ているというか、どっ

ちかというとプッシュされている自治体が幾つもあると思うので、そういうようなものを 従来型のものと比べて、ここでは市町村計画の中でそういうものをうたった中で、現行の区 分とはちょっと違う形で、工業用地の部分を増やしたいというような、そういうものが市町 村計画の中で構想を打ち出しているというようなイメージだったんですが、そこの部分は そういう理解で間違っていませんか。工業用地に関してですけれども。

【富士宮市】 今おっしゃったとおりで、内陸フロンティア等を進めておりまして、静岡県の内陸フロンティアに富士宮市も手を挙げております。その中で、やはり工業というのも1つ政策、先ほどの4ページを見ていただくとわかるように、政策推進エリアのほうも2つのエリアを設定させていただきました。緑・産業振興地域と、職住近接産業地域ということで、少し欲張っておりますが、この誘導ゾーンの中で少しでも工業誘致をできればということを考えて、このように設定しております。

ただ、基本となる土地利用構想図のそこには、この政策ゾーンを抜いたところは、やはり 分級から重ねてきておりますので、そこで規制はしていきたいと。ですから、ここの土地利 用構想図におきます3つの区分、自然保全地域、環境緑地地域、防災・水資源保全地域につ きましては、市民によくこちらのほうから説明させていただくのは、ここについては自然を 守る地域、防災上危険な地域、それから環境を守る地域だよということで説明をさせていた だきまして、この3つにつきましては、市民の理解を得ていると思っております。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。 お願いします。

【広田委員】 2点あります。1つは、これまでの議論の延長上の話なんですが、富士宮市の資料で説明したいと思うんですが、この2ページ目にゾーン別の土地利用概念図というのがあります。これは用途によって基本的には分ける図だと思うんですけれども、それに対して3ページ目に、地域区分図とあって、東部とか北部とか西部とかという地域があります。どこの自治体でもそうなんですが、市域全体でのいわゆる用途区分的なゾーニングと、それから、市域の中の個別地区、市域地区の中で、そこでの土地利用というのは、必ずしも一致するわけではなくて、特に今、地域の中で地域運営組織とか、ある程度、主体性を持った地域づくりが全国各地で行われていて、そういう主体が計画の主体でもあり得るわけですから、自分たちの小地域の中をどうしたいという意思を持った主体なので、彼らが考える土地利用と、それから市域全体のこの用途区分の土地利用は、当然どこかで、場合によっては対立することもあり得ると思うんです。特に先ほどから出ている集落の扱いが、小地域の

周辺地域であれば、集落の維持が非常に問題になるので、やっぱりそこにある程度の移住者なり、転入者なりの住宅をつくりたいと思うわけですから、市域全体で先ほどの安曇野で言えば、農村環境地域にゾーニングされたとしても、ちょっとそれでは困るというような話も、安曇野の場合は都市郊外なのでちょっと別だと思うんですけれども、あり得るわけで、そこら辺の市域全体の用途区分と、市の中の地域での土地利用の方針のすり合わせ方が課題になるかなと、ほかの地域を見ていて思うんですけれども、おそらく安曇野も富士宮も、非常に住民参加の手順を密にやっておられるので、そこの中で調整されているのであろうなと思うんですけれども、ひとつ課題としてはあるかなと思いました。それが第1点です。

それからもう1点が、ちょっと時間がないので、土地利用基本計画全体の話でもよろしいですか。

【中出委員長】 はい。

【広田委員】 この資料4-2、論点整理のところで、土地利用基本計画の役割という、 5ページです、国土利用計画法による土地利用計画の基本的機能というところで、マスター プラン機能というところなんですが、この右側に個別地域の都市地域、農業地域等がありま すけれども、この中でそれぞれの個別法に基づいて区域区分等がされているんですけれど も、その都市計画以外は、本来の意味のマスタープランを持っていないというか、非常に弱 いですね。例えば、農振地域などは、ほんとうに担当者が農振計画をちょこっと立てている ようなところが非常に多くて、住民参加に基づいて農業振興地域のビジョンを立てるとい うようなことはほとんどやられていないわけで、何が言いたいかというと、自然公園もそう だと思うんですけれども、国土利用計画法のマスタープランの機能を使って、本来、個別地 域それぞれのマスタープラン的なビジョン的なものがあってしかるべきなんですけれども、 現実にはないわけですから、逆手にとって国土利用計画の中でこういう個別地域の、例えば、 うちの市の農業地域は、やっぱりこういうビジョンというか、そういうものを持つべきだと いうふうに、そういう使い方ができるかなと思っていまして、この個別法でつくる計画の、 調べたことがあるんですけれども、住民参加の手順を非常にきっちりやられているところ と、都市マスはわりとちゃんとやっていると思います。それから、市の総合計画もわりとき ちんとやっていて、あと、後発の景観計画などもわりときちんとやっているんですけれども、 それ以外の農業とか森林とか自然公園が、そこら辺が非常に弱いですね。ですから、そこを 国土利用計画を上手に使うと補えるのかなという、そこら辺の使い道もあるかなというの をちょっと感じています。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

なかなか5地域の全てに通暁している方はほとんどおられないので、ここでの議論もなかなか難しいと思うんですが、確かにおっしゃるように、自然公園地域なども、自然公園地域に指定されていても、普通地域と特別地域では全然そもそもの果たす役割が違ったりするので、本来、特別地域を守るための普通地域という考え方があるけれども、その普通地域に指定されたところの住民の方がどう思っているかというようなことについては、多分何も議論なくて自然公園法の手続の中で、県立自然公園だと少しはやるのかな。多分、国立と国定公園はほとんどなしでお上が決めているような気もするんですが、一部の県では、そういう地域の場合のときに、県が考えたものを市町村に落とすようなことはされてはいるようですけれども、委員おっしゃるように、そのあたりのところが、この国の定める土地利用基本計画なりが、そういうようなところでもう少し住民参加等々の手続も含めてというご意見だったと思います。どうもありがとうございました。

ほか、ご発言いただいていない方、ぜひよろしくお願いします。

【瀬田委員】 少しこの会議がある前に事務局の方にお伺いしたところ、市町村国土利用 計画というのを策定している自治体は、今、大体半分ぐらいなんですかというふうにお伺い しています。そういう意味では、極端に言えばなくてもいいというか、ただ逆に、だからこ そ、わざわざつくっている理由が非常に重要になるかなというふうに思っています。

例えば、安曇野市さんの場合ですと、12ページ目のスライドで、国土利用計画とあって、 左の真ん中あたりですけれども、調整を図る機能の役割を持つと。これが具体的にどれぐら い市町村国土利用計画をつくることによって、あるいは後づけで定めるのかもしれません が、ないことに比べて効果を及ぼすとか、これを見ると、やはり量的配分は少なくとも示さ なければいけないので、即地的な効果はもっぱら条例に基づく土地利用基本計画で、効果を 発信するんだけれども、国土利用計画の市町村計画に定めることによって、量的な配分につ いては、より強い調整力が担保されるということなのかなというふうに理解したいんです けれども、それで正しいのかということをお伺いしたいと思います。

それから、富士宮市さんに関しては、まだ私も理解が進んでいないんですけれども、土地 分級を踏まえて、4ページ目の最後の土地利用構想図というのがあって、非常に詳細にあっ て、これに基づいて何らかの政策的意図をそれぞれに即地的に与えるのかなという理解を 漠然としているわけですが、国土利用計画に位置づけることによって、実はこの即地的な効 果も与えることができるようになっているのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

【中出委員長】 1点目は、本来、安曇野市さんにお答えいただくのか、それとも事務局のほうにお答えいただくのか難しいところですけれども、安曇野市さんとしては、どういうふうにお考えですか。面積としてというところが規定条件になっている。

【瀬田委員】 そうですね。

【安曇野市】 よろしいですか。土地利用条例の最上位の計画として、やはり市の国土利用計画は定めるべきであるというふうに考えておりまして、先ほどの面積的なものもうたっております。

先ほど、広田委員からのご質問もあったんですが、ゾーニングは国土利用計画には、そこまでは示しておりませんけれども、類型別に、例えば拠点市街区域ですとか、準拠点は、こういうふうに持っていくんだよという基本法的なものは国土利用計画のほうで定めているという状況であります。

【中出委員長】 ありがとうございます。

では、富士宮市さん、お願いします。

【富士宮市】 富士宮市の土地利用構想図、瀬田委員の意見は即地的な効果ということなんですけれども、富士宮市の土地利用につきましては、どういう形で規制と誘導を図っているかということになろうかと思います。まず規制の部分につきまして、この土地利用構想図を、今回位置づけまして、それを実際のところ、土地利用指導要綱という行政指導という形の一般基準と適合させています。その一般基準の中で3,000平米の土地利用事業については、この一般基準の合っているかどうかの審査をしております。ですので、先ほど申した3地域、自然保全地域と、そのほか2地域につきましては、規制ということで、ここについては土地利用に適していないということで、窓口のほうで指導している状況にございます。

また、誘導のゾーンがございまして、これは都市計画法とリンクさせておりまして、34 条の各号ありまして、特に14号につきましては、市町村の意見がかなり強くなると思いま す。開発審査会の議を経て立地を与えるものですので、市町村計画に合っていないものは上 げることができません。従いまして、一応そこの部分で産業とかそういう部分で来たときに、 そのような指導をさせていただき、実務を行っております。

ただ、最近、やはり皆さんご存じのとおり、太陽光、都市計画法が及ばない、後ろ盾がない土地利用事業が上がって来た時にどうするかというところがございます。実は土地の所

有者ではない方が多くて、特に法人では、行政指導に従わないというところがございました。 ですから、富士宮市では、手続条例という形で地元の同意をもらう形の条例をつくりまして、 そこで太陽光の後ろ盾という形をとっているのが実情でございます。

ただ、行政指導も悪いことばかりではなくて、行政手続法ができた時に、なかなか行政指導しづらい時代が来ました。市民に指導要綱を公表することによって、市民のニーズもありますので、市内の企業とかそういうものは、ある程度、指導に従ってくれております。ただし土地の所有者が、他県とか、そういうところで市の事情がわからない人が来たときには、突破されることも視野に入ってきたのかなと考えておりまして、やはり安曇野市さんのような条例を考えていかなければいけない時代に入っているのかなと思っている次第でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

【一ノ瀬委員】 今、議論になった自治体がつくらなければいけないいろいろな空間計画がたくさんありますけれども、今日はまだ話題になっていないのは、あと、緑の基本計画と、あるいは、生物多様性地域戦略とか、私も自治体さんとおつき合いしていると、いっぱいいろいろな計画があって、手が回らないと。それは人的な資源が足らないとか、予算がないというような話を聞くんですけれども、今日、2つご紹介いただいた自治体は、当然位置づけが違いますので、簡単には比較ができないかと思うんですけれども、これからほかの自治体でこういったものをやりなさいとなると、いや、そんなもの、やる資源がないという話になるのではないかというのがちょっと危惧していまして、逆に、富士宮市さんと安曇野市さんにお伺いしたいんですが、これにどのぐらいのリソースを割いているのかというのを、人的な資源と予算はどの程度まで言っていただけるのかわからないですけれども、それも含めて教えていただけたらと思います。

【中出委員長】 わかる範囲、しゃべれる範囲で結構です。お願いします。

まず安曇野さん、この条例の策定と管理ですよね、今の。どのぐらいの人員が配置されているのかというところを教えていただければと思います。

【安曇野市】 条例の面ですが、先ほどのスライドにありました窓口でいろいろと相談を 受け付けているということがありまして、当然、土砂防ですとか、それからハザードマップ、 埋蔵文化財、道路、下水道等の話を一元的にそこでしております。農振もそうですが。この 相談を受け付けるスタッフが4名と係長が1名おります。条例を運営していく、先ほどの制度評価委員会に移行したというお話をさせていただきましたけれども、こちらのほうは私が担当しておりますけれども、専属ではないんですけれども、条例をつくるときは私どもの課でやりまして、今は波に乗った状態なんですけれども、専属ではないんですが、1名いるというところで、また見直しのときには少し体制を考えなければいけないんですけれども、そんなようなところをやっております。

【中出委員長】 富士宮市さん、もしよろしければ、少し人的資源のほうだけでも結構ですので。

【富士宮市】 富士宮市です。この国土利用計画につきましては、実はこれ、4次計画になりまして、最初は8年間、それから10年間を3回ということで、38年この計画を運用しております。

それから、策定作業に係る期間につきましては、3年間となっております。担当職員につきましては、係長1名、担当1名で策定業務に携わっております。

【中出委員長】 あとはよろしい……。すみません。

【大原委員】 富士宮市さんの資料で、土地分級を分析されて地域区分を決めておられる という非常に丁寧なステップでこういったことを決めておられるということを知りまして、 大変興味深く思いました。

論点整理の資料4-2のほうにも、市町村のほかの事例ということで、愛知県のみよし市の事例で、50センチ以上の浸水のおそれのあるエリアを防災調整区域に設定するというような事例があるんですけれども、こういった今まで知っている災害リスクなどの科学的な知見をどうやって土地利用に反映させていくかというのが非常に重要な論点ではないかというふうに思っています。その反映のさせ方は、やはりこの地域によって災害リスクとか、また地域の課題が違うと思うので、固有の方程式に基づいて地域分類をしたいというご意見があるかと思うんですけれども、こういった科学的知見にのっとって土地利用をしてできるようなことは非常に今後、人口減少社会において重要だというふうに思っておりますので、論点に加えていけたらというふうに思っています。

本日は、市町村の事例ということで、都道府県のことが出てこないんですけれども、都道府県に関しては、みよし市にちょっと似ているところもある事例としては、滋賀県で流域治水条例というのを定めていまして、これの第24条では、10年に一度の大雨が降ったときの想定浸水深が0.5メートル以上、だから50センチ以上の地域は新たに市街化区域に含

めないというようなコントロールをしていたりしますし、その水害以外の地震の事例だと、 徳島県の南海トラフ巨大地震等にかかわる震災に強い社会づくり条例というのが、中央構造線活断層に関する土地利用の適正化というのを掲げていまして、断層があるところに関しては区域指定をして、また多数の人が使うような建物とかを建てる際には、セットバックするというようなことを掲げていたりするんですけれども、そういったわかっていること、科学的な知見を地域のこういった土地利用にいかに反映させるかというのが非常に重要であるのではないかというふうに思いまして、都道府県の事例も追加で挙げさせていただきたいと思います。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今ほどの科学的知見ということでは、ここ10年、15年、国土数値情報とかもものすごく精緻化されてきて、市町村でも使えるようになってきて、GISもそうですけれども、ということでは、大分環境も整備されてきていますし、そういう科学的根拠というのも、正直、富士宮市が昭和60年代にやっていたときは、コンピューターを使わずに手作業でやっているのを僕は隣で見ていたので、このことは気の狂うような作業だろうなと思って見ていたんですが、そういうことから比べると、すごく楽にはなったと思います。

それからもう1つは、今おっしゃったようなみよしとか、あるいは富士宮のように、基本的には土地の区分が、土地利用基本計画で言う5地域区分に拘泥するわけではないけれども、結局、利用区分というのは、宅地であったり、農地であったり、何とかというそういう区分になっているけれども、まさに象徴的なのは、今の防災というか、そういう土地の区分にかかわらず関係してくるところで、そういうところに対する計画としては、やはり土地利用計画が国土利用計画の果たす役割というのは結構大きいのではないかと。それは先ほど一ノ瀬先生が言われた緑とか、景観とか、環境とか、そういうものも全部、そういう意味では、土地の利用の区分にかかわらず、かかわってくるところもあると思うので、その辺のところが個別法ではできないところという意味では、かなり今日出していただいた2つの都市の事例でもそうですし、事務局から出していただいている事例でもそういうものがかいま見えるような気がするので、もうちょっとそのあたりは事例を収集していただくとありがたいかなとは思いました。

すみません、3時までということのお約束なんですが、3時をちょっと過ぎてしまっておりますが、最後、これだけはぜひということがございましたら承りたいと思いますが、いか

がでしょうか。

【中村委員】 すみません。

【中出委員長】 はい、どうぞ、お願いします。

【中村委員】 今の大原さんが言われた点が私も気にはなっていて、つまり、市町村レベルでの計画がもうちょっと広域になったときに、きちんと整合性がとれているのだろうかということをやっぱり議論すべきだと思います。例えば、それこそ気候変動下における洪水問題などで言うと、やっぱり流域の中で議論していかないと、いくらある市町村が保全対策をとったとしても、ほかが違うことをやってしまうと、当然その効果が下流域で上がってこないという現実が出てくると思うんです。

今、滋賀県とか徳島県はいい事例なんですけれども、私、北海道の国土利用審議会の座長をやっているんですけれども、ほとんどそういう議論はしたことがない。私自身が能力がないのかもしれませんが、どちらかというと、5地域区分の変更の議論ばかりをしていて、どうしたらそういう都道府県レベルの審議会の中でも、きちんとした整合性を持てるような議論ができるのかというのは、ぜひ制度論的にも教えていただきたいなと思います。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

ちょっと市町村だけではなく、都道府県あるいは大都市圏などだと、もう少し連担している環境だと思いますので、そのあたりのところは次回少し考えていただければと思います。 よろしいでしょうか。

それでは、今日は、冒頭、現行の制度で対処できるところ、あるいは、こういうところは 改善すべきではないかというところを中心に今回は話を進めさせていただきましたが、若 干時間を過ぎておりますので、これをもちまして、本日の国土審議会計画推進部会国土管理 専門委員会の第2回の会議については終了させていただきたいと思います。熱心なご議論、 どうもありがとうございました。

では、事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

【課長補佐】 ありがとうございました。今日、委員の皆様からもお話しございましたように、また、自治体の事例や、より広域な点なども踏まえて、次回以降、資料を提示させていただきたいと思います。

では、次回の国土管理専門委員会は、2月27日を予定しておりますので、またどうぞよろしくお願いします。詳細については、後日、ご案内を差し上げます。

また、本日お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ、

後ほど事務局からお送りいたします。

以上です。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —